

銚子市分別収集計画

令和7年6月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法8条第2項第1号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 量の見込みの算定方法 (法8条第2項第4号)	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な 事項 (法8条第2項第7号)	6

銚子市分別収集計画

令和7年6月26日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や一人ひとりのライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市のごみ処理は、びんなど一部のごみを除いて令和3年度から近隣の旭市、匝瑳市とで構成する東総地区広域市町村圏事務組合の事業として実施しており、ごみ処理費用縮減のため、ごみの減量化は緊喫の課題となっている。

このような状況のなか、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

基本計画を実施するための基本的方向は次のとおりである。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (2) ごみの減量化、排出抑制、再資源化に関する市民活動の積極的支援。
- (3) 東総地区広域市町村圏事務組合及び全ての関係者と一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装類、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,376t	4,263t	4,153t	4,046t	3,942t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制及び再資源化のため以下の施策を実施する。

- (1) 容器包装廃棄物の減量及び分別方法に関する市民説明会の開催
市内各地区の集会所等を利用して、ごみの減量に関する町内説明会や市民ふれあい講座などを実施し、容器包装廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進を図る。
- (2) 3Rの啓発
広報誌やホームページにより、市民、事業者への容器包装廃棄物の3Rの啓発を行う。
- (3) 過剰包装の抑制
小売店、スーパーマーケット等での包装の簡素化の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況、現在の収集体制、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、民間の再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 5px;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">—</td> <td style="padding-left: 5px;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> <td style="padding-left: 5px;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	[無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器]	その他の色のガラス製容器	ガラスびん
[無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
]	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	51 t		43 t		36 t		31 t		26 t	
主としてアルミ製の容器	63 t		57 t		53 t		49 t		45 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14 t		13 t		12 t		11 t		10 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	5 t	9 t	5 t	8 t	5 t	7 t	5 t	6 t	4 t	6 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	15 t		14 t		13 t		12 t		11 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	5 t	10 t	5 t	9 t	5 t	8 t	5 t	7 t	4 t	7 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	203 t		183 t		166 t		150 t		135 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	2 t	201 t	2 t	181 t	2 t	164 t	2 t	148 t	2 t	133 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウム利用されているものを除く。）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主としてダンボール製の容器	263 t		243 t		223 t		205 t		189 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6 t		6 t		6 t		5 t		5 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0 t	6 t	0 t	6 t	0 t	6 t	0 t	5 t	0 t	5 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	147 t		144 t		142 t		139 t		137 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	147 t	0 t	144 t	0 t	142 t	0 t	139 t	0 t	137 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{分別基準適合物の変動率} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
52,394人 (対前年度)	51,302人 (対前年度)	50,234人 (対前年度)	49,187人 (対前年度)	48,162人 (対前年度)
97.92%	97.92%	97.92%	97.92%	97.92%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
缶	スチール	缶類	委託業者による 指定日回収	東総地区広域市町村圏事務 組合	
	アルミ				
びん	無色ガラス	ビン類	委託業者による 指定日回収	委託業者	直接組合施設 に搬入された びんのみ組合 が処理
	茶色ガラス			東総地区広域市町村圏事務 組合	
	その他ガラス				
紙類	紙パック	紙パック	委託業者による 指定日回収	東総地区広域市町村圏事務 組合	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙	雑紙			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	東総地区広域市町村圏事務 組合	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びんについては、業者委託により選別を行い、缶、紙パック、段ボール製容器包装、その他紙製容器包装及びペットボトルの選別、圧縮、保管については、東総地区広域市町村圏事務組合が整備している広域ごみ処理施設内のマテリアルリサイクル推進施設において行う。

※一部のびんについては、マテリアルリサイクル推進施設にて保管する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中間処理
スチール	缶類	袋	パッカー車 (2t又は4t)	マテリアルリサイクル推進施設 (保管, 選別, 圧縮)
アルミ				
無色ガラス	ビン類	袋	パッカー車 (2t又は4t)	委託処理 (保管, 選別, 破碎)
茶色ガラス				マテリアルリサイクル推進施設 (保管)
その他ガラス				※直接組合施設に搬入されたびん のみ
紙パック	紙パック	十字に縛る	平ボディ車 (2t又は4t)	マテリアルリサイクル推進施設 (保管)
段ボール	段ボール			
その他の紙	雑紙			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車 (2t又は4t)	マテリアルリサイクル推進施設 (保管, 選別, 圧縮)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を活用し、ごみの減量化と再資源化を推進する。
- (2) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。